

島根県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

1 改正要旨

保有個人情報開示請求に係る処理期間について、国、島根県（島根県議会を含む。）及び島根県後期高齢者医療広域連合に準ずることにより、当該請求手続に対する住民や事業者の明瞭な理解につなげるとともに、効率的かつ柔軟な事務の執行に資するため、改正を行うもの。

2 改正内容

- (1) 保有個人情報開示請求に係る処理期間について、個人情報の保護に関する法律に準拠するもの

現 行：開示請求があった日から 14日以内（延長 30 日以内）

改正後：開示請求があった日から 30日以内（延長 30 日以内）

- (2) 島根県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の条ずれに伴う条文の整理を行うもの

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和 6 年 3 月 1 日

島根県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第 25 条 開示決定等は、開示請求があった日から <u>30 日</u> 以内にしなければならない。ただし、第 19 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第 25 条 開示決定等は、開示請求があった日から <u>14 日</u> 以内にしなければならない。ただし、第 19 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第 26 条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から <u>60 日</u> 以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第 26 条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から <u>44 日</u> 以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(審査会への諮問)</p> <p>第 45 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、島根県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する</p>	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第 45 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、島根県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する</p>

法律施行条例（令和 5 年島根県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）**第 5 条**に規定する島根県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

法律施行条例（令和 5 年島根県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）**第 7 条**に規定する島根県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

